

庁 中 一 般
 区 役 所
 市 立 大 学
 事 業 所

京都市職員の勤務時間等に関する規程の一部を次のように改正する。

平成17年3月31日

京都市長 梶 本 頼 兼

別表保健福祉局の款子育て支援部の項児童福祉センターの目中「児童相談所支援課」の右に「及び発達相談所発達相談課」を加え、「総合療育所」を「発達相談所診療療育課」に改め、同項保育所の目を次のように改める。

保育所	ひかり保 育所、周 山保育所 及び細野 保育所に 勤務する 保育士	交替に 午前7時から午後3時 45分まで 午前7時30分から午後 4時15分まで 午前8時から午後4時 45分まで 午前8時30分から午後 5時15分まで 午前9時から午後5時 45分まで 午前9時30分から午後 6時15分まで	午後3時45 分までの勤 務、午後4 時15分まで の勤務、午 後4時45分 までの勤 務、午後5 時15分まで の勤務、午 後5時45分 までの勤 務、午後6	午後3時45 分までの勤 務、午後4 時15分まで の勤務、午 後4時45分 までの勤 務、午後5 時15分まで の勤務、午 後5時45分 までの勤 務、午後6	日曜日、4 週間を通じ て3日、祝日 法による休 日並びに1 月2日、同月 3日及び12 月29日から 同月31日ま で
-----	---	--	--	--	---

	<p>午前10時から午後6時45分まで</p> <p>午前10時45分から午後7時30分まで</p> <p>午前7時から午前10時30分まで</p> <p>午前7時30分から午前11時まで</p> <p>午前8時から午前11時30分まで</p> <p>午前8時30分から正午まで</p> <p>午前9時30分から午後1時まで</p> <p>午前10時から午後1時30分まで</p>	<p>時15分までの勤務、午後6時45分までの勤務及び午後7時30分までの勤務については、45分</p>	<p>時15分までの勤務、午後6時45分までの勤務及び午後7時30分までの勤務については、30分</p>	
<p>改進保育所に勤務する保育士</p>	<p>交替に</p> <p>午前7時から午後3時45分まで</p> <p>午前7時30分から午後4時15分まで</p> <p>午前8時から午後4時45分まで</p> <p>午前8時30分から午後</p>	<p>一般職員に同じ</p>	<p>一般職員に同じ</p>	<p>4週間を通じて8日並びに1月1日から同月3日まで及び12月31日</p>

		5時15分まで			
	その他の 保育士	午前9時から午後5時 45分まで 午前9時30分から午後 6時15分まで 午前10時から午後6時 45分まで 午前10時45分から午 後7時30分まで			日曜日、4 週間を通じ て4日、祝日 法による休 日並びに1 月2日、同月 3日及び12 月29日から 同月31日ま で
	その他の 職員	交替に 午前8時から午後4時 45分まで 午前8時30分から午後 5時15分まで			

別表保健福祉局の款保健衛生推進室の項京都市立病院の目中「透析室勤務看護助手」を「透析室に勤務する看護助手（専ら看護の補助業務に従事する職員をいう。以下同じ。）」に改める。

別表保健福祉局の款保健衛生推進室の項衛生公害研究所の目の次に次の1目を加える。

京都市 立京北 病院	一般病棟 に勤務す る看護 師、准看 護師及び	交替に 午前7時45分から午後 4時30分まで 午前8時30分から午後 5時15分まで	午後4時30 分までの勤 務、午後5 時15分まで の勤務、午	午後4時30 分までの勤 務、午後5 時15分まで の勤務、午	4週間を通 じて8日
------------------	-------------------------------------	---	---	---	---------------

看護助手	午後1時から午後9時45分まで 午後4時30分から翌日の午前1時15分まで 午前0時30分から午前9時15分まで 午前7時45分から午前11時15分まで	後9時45分までの勤務、午前1時15分までの勤務及び午前9時15分までの勤務については、45分	後9時45分までの勤務、午前1時15分までの勤務及び午前9時15分までの勤務については、30分	
療養病棟に勤務する看護師、准看護師及び看護助手	交替に 午前8時30分から午後5時15分まで 午後4時から翌日の午前9時まで	午後5時15分までの勤務については45分 午前9時までの勤務については1時間	午後5時15分までの勤務については30分 午前9時までの勤務については1時間	

附 則

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

(総務局人事部給与課)